



慶應義塾大学ビジネス・スクール

決定権の配分：企業の資金調達への応用例

5

設問

1. 債務不履行が発生した場合には企業の意思決定に関する権限を債権者に移転するという制度がある。契約の不完備性に起因する非効率的な結果の改善にとって、その制度は有効に機能するといえるか？
2. 本文の記述と Appendix 2 を参照しつつ、資金調達手段と企業買収防止策の関連について、具体的な事例を挙げて考察せよ。
3. 不完備な資金調達契約の具体例とその不完備性の背後にある取引費用を列挙せよ。どのようにすればそれらを計測できるだろうか？（取引費用の推定額は経営判断において参考することができる。）

10

15

15

ねらい

本稿の目的は、資金制約下の企業の資金調達を例として、グロスマント、ハート、ムーアを嚆矢とする所有権アプローチの考え方を習得することである。非効率的な結果を事後の再交渉を通じて改善するために金銭の譲渡が必要とされることがしばしばある。しかし、余剰の一部が非金銭的便益である場合には、金銭による事後の所得移転は困難である。このような資金制約が存在するとき、グロスマント、ハート、ムーアは、当事者間で資産の所有権を予め割り当てて有事の際の決定権を配分しておくことで、不測の事態の生起に際しても非効率的な結果を改善しうると考えた。本文では、条件付き期待値などの数学記号が数々所使用されているが、記号の読み方を知らなくても内容の理解に支障はなく、四則演算以外の計算はなされていない。

20

25

25

本稿は、慶應義塾大学ビジネススクール（KBS）におけるクラス討議のため、渡邊直樹（慶應義塾大学大学院経営管理研究科）によって作成された。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクールまで（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail:case@kbs.keio.ac.jp）。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。ケースの購入は <http://www.bookpark.ne.jp/kbs/> から。

30

Copyright © 渡邊直樹（2018年5月作成）